

「令和8年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 1人 |
| 2 意見等の件数             | 5件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 1件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>概要の目的に「本市の実情にあった効果的な・・・」とありますが、計画のはじめにの食中毒発生状況にて、他地域と比較した小樽市の特徴・傾向がまとめられていないような気がします。このため、この計画のどのあたりが、小樽市の実情にあっているのか分からなく、小樽市の食中毒防止に本当に有効なのか、不安に思いました。</p>	<p>御意見を踏まえ「はじめに」の食中毒発生状況について小樽市の発生状況を追加して修正します。 また、銭函工業団地には広域流通食品の製造施設が集積しており、これを重点的に監視するとともに、すし店、うに加工施設をはじめとした観光地周辺施設など、本市の特性、実情に合わせた監視対象施設を選定してまいります。 【修正した文言】 「アニサキスによる食中毒は、・・・小樽市内でも令和6年に4件発生しており、本市における食中毒発生の大部分を占めております。」 「カンピロバクター属菌による食中毒は、・・・令和6年の小樽市内での発生はありませんが、全国における食中毒発生件数の2割・・・」 「ノロウイルスによる食中毒は・・・令和6年の小樽市市内での発生はありませんが、全国において発生した・・・」 「そのほか、有毒植物を食用と誤食する食中毒も全国で41件発生しており、本市において平成31年から令和4年まで4年続けて発生しましたが、以後の発生はありません。」</p>
2	<p>III の2監視予定数の表について、実施予定月を見ると、1～3月の監視が比較的手薄なことが気になりました。ノロウイルスが冬季に発生することを考えると、冬本番の1月、2月が手薄なのはどうかと思いました。</p>	<p>御意見の通り、ノロウイルスによる食中毒は1月から2月にかけて多発する傾向があり、この期間に監視対象としている給食施設として乳幼児及び、高齢者が利用する、保育所、幼稚園及び高齢者施設等の社会福祉施設を選定しております。これらの施設で提供される給食について、食品の安全な取扱い等やノロウイルス予防の啓発を中心に指導を行ってまいります。 また、飲食店や食品製造業については、3月に営業許可の更新時期を迎える施設に対し、立ち入り時調査を実施し監視指導を行います。</p>
3	<p>IV の1共通監視指導事項について、各種適合や対策・管理実施の履行を確認するだけでは不十分なように感じました。従業員の職場環境に関する確認もあった方が良いでしょうと思います。設備がしっかりしていても、作業する職員の意識が低いと意味がありません。従業員が毎日決まった作業をしても、確実に業務が完遂されるためには、従業員の働きに報いるものがあり、毎日健全に働ける環境が必要だと思います。</p>	<p>いただきました従業員の職場環境に関する御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>IV の2重点的な監視指導項目の有毒植物による食中毒について、知識の普及・啓発だけでなく、植物を利用する前に、あらかじめ有毒か無毒かを判定することができる検査窓口を設置するような対策があると、确实・安心で良いでしょうと思います。</p>	<p>保健所生活衛生課窓口にて、キノコや山菜類を持ち込まれて有毒植物に当たるかどうかの御相談を受けた場合、図鑑等の資料を参考に職員のわかる範囲で助言させていただいておりますが、完全な鑑別を行う検査体制を置くことは現状で難しいものと考えております。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>最近、従業員や消費者の中に、海外の方が増えているような感じを受けます。言語的な問題のほか、食文化や考え方などが異なることによるトラブルが生じないか不安に思います。計画内で触れられていませんでしたので、このような方々への監視・指導や情報発信はどのようになっているのか、疑問に思いました。</p>	<p>外国人に限らず、全従業員に対する衛生的な指導は、事業者側の責任の下で実施するものと考えておりますが、保健所としても折に触れて、従業員教育を働きかけてまいります。 また、外国人消費者に対する情報発信については、ホームページやSNS等を活用した周知が効果的であると考えますので、今後の参考にさせていただきます。</p>